

# 兵庫県公報

令和7年10月3日 金曜日 第657号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

|  |   |
|--|---|
| ○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）                                | 1 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）  | 2 |
| ○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）                                     | 2 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）  | 2 |
| ○ 道路の区域の変更（同）  | 3 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の指定（住宅政策課） | 3 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）                                  | 3 |

### 公 告

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）        | 4 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 4 |

### 収用委員会告示

|                   |   |
|-------------------|---|
| ○ 収用の裁決手続開始決定の取消し | 5 |
|-------------------|---|

### 公安委員会告示

|  |   |
|--|---|
| ○ 兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務 | 5 |
|--|---|

### 警察本部公告

|           |   |
|-----------|---|
| ○ 落札者等の公示 | 8 |
|-----------|---|

## 告 示

### 兵庫県告示第923号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和7年9月22日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 夜久野高原地区
- 3 縦覧の期間  
令和7年10月3日から同月23日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 朝来市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/yakunokougen-henkou.html>)

~~~~~

**兵庫県告示第924号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 6. 91号 宝塚長尾線

3. 5. 858号 中筋山本線

3 事業施行期間

令和7年10月3日から令和18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県宝塚市中筋6丁目、中筋7丁目、長尾町地内

(2) 使用の部分

兵庫県宝塚市中筋7丁目地内

**兵庫県告示第925号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3. 5. 862号 競馬場高丸線

3 事業施行期間

平成29年4月21日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**兵庫県告示第926号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年10月3日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年10月3日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                                   |    |                  |               |    |
|--------------------|---------------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|                    | 区 間                                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>加 古 川 小 野 線  | 加古川市八幡町宗佐字出合1011番7から<br>同 市八幡町宗佐字出合1016番3まで | 旧  | 7.0から<br>10.0まで  | 74.0          |    |
|                    |                                             | 新  | 11.0から<br>19.0まで | 74.0          |    |

~~~~~

#### 兵庫県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年10月3日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域                                  |    |                  |               |           |
|--------------------|--|----|------------------|---------------|-----------|
|                    | 区 間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 県道<br>高砂加古川加西線     | 加古川市米田町船頭字山ノ内393番1から<br>同 市米田町船頭字古川295番2まで | 旧  | 8.0から<br>33.0まで  | 230.0         |           |
|                    |  | 新  | 20.0から<br>49.0まで | 230.0         | 一部<br>予定地 |

~~~~~

#### 兵庫県告示第928号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和7年10月3日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称        | 住所                       | 事務所の所在地                  | 指定年月日     |
|-----------|--------------------------|--------------------------|-----------|
| 合同会社 エンゼル | 兵庫県神戸市長田区高取<br>山町1丁目5番6号 | 兵庫県神戸市長田区高取<br>山町1丁目5番6号 | 令和7年9月22日 |

~~~~~

#### 兵庫県告示第929号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年10月3日

北播磨県民局長 成 田 徹 一

##### 1 指定する貯水施設の所在地

小野市船木町字内町460、同市久保木町字道池1837-1、同市河合西町字大池811、同市小田町字芦谷236、同市王寺町字上野840、

## 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 施設名  | 管理者の氏名               | 管理者の住所      |
|------|----------------------|-------------|
| 内町池  | 船木町自治会長 小林茂          | 小野市船木町613   |
| 来迎池  | 久保木町自治会長 山本正         | 小野市久保木町681  |
| 大池   | 河合西町自治会長 堀井秀喜        | 小野市河合西町200  |
| 芦谷1号 | 小田上町（川北自治会）年行司長 藤井睦弘 | 小野市小田町334-1 |
| 墓池   | 王寺町振興会代表理事 中村美喜男     | 小野市王寺町107   |

## 3 指定する理由

地域の治水対策について、特に必要があると認められるため。

## 公 告

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エディオン塚口店

所在地 尼崎市塚口本町4丁目8番40号

## 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,304平方メートル

## 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和7年7月27日

## 5 届出年月日

令和7年9月18日

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町蓮池二丁目7番25

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家一丁目256番地の14

株式会社不動産流通センター 代表取締役 仲 上 泰 輔

## 3 許可年月日及び許可番号

令和7年9月4日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-28-2号（6高砂）

## 収用委員会告示

## 兵庫県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定による次の収用の裁決手続開始の決定を令和7年9月22日付けで取り消した。

令和7年10月3日

兵庫県収用委員会  
会長 中川丈久

1 起業者の名称

芦屋市

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業）

JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在及び地番

芦屋市業平町6番2

4 裁決手続の開始を決定した年月日

令和7年7月14日

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第202号の2

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表6の項の上欄に規定する兵庫県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和2年兵庫県公安委員会告示第241号（道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和7年10月3日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田隆雄

| 路線          | 区間                                           |
|-------------|----------------------------------------------|
| 1 一般国道2号    | 神戸市中央区、長田区、須磨区、垂水区、相生市、加古川市、たつの市、揖保郡及び赤穂郡の区間 |
| 2 一般国道9号    | 美方郡の区間                                       |
| 3 一般国道28号   | 神戸市長田区の区間                                    |
| 4 一般国道29号   | 姫路市の区間                                       |
| 5 一般国道43号   | 尼崎市の区間                                       |
| 6 一般国道173号  | 川西市及び川辺郡の区間                                  |
| 7 一般国道175号  | 神戸市西区の区間                                     |
| 8 一般国道176号  | 丹波篠山市及び丹波市の区間                                |
| 9 一般国道178号  | 豊岡市の区間                                       |
| 10 一般国道250号 | 相生市、赤穂市及びたつの市の区間                             |
| 11 一般国道312号 | 豊岡市及び神崎郡の区間                                  |

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 12 一般国道372号      | 加東市の区間          |
| 13 一般国道373号      | 赤穂郡の区間          |
| 14 一般国道427号      | 西脇市及び多可郡の区間     |
| 15 一般国道429号      | 朝来市の区間          |
| 16 一般国道482号      | 豊岡市の区間          |
| 17 主要地方道豊岡瀬戸線    | 兵庫県の全域          |
| 18 主要地方道豊岡竹野線    | 兵庫県の全域          |
| 19 主要地方道養父宍粟線    | 養父市の区間          |
| 20 主要地方道加美宍粟線    | 多可郡の区間          |
| 21 主要地方道阿万福良湊線   | 兵庫県の全域          |
| 22 主要地方道尼崎池田線    | 伊丹市及び川西市の区間     |
| 23 主要地方道明石神戸宝塚線  | 宝塚市の区間          |
| 24 主要地方道神戸明石線    | 神戸市垂水区の区間       |
| 25 主要地方道三木宍粟線    | 姫路市及び小野市の区間     |
| 26 主要地方道多可北条線    | 西脇市及び多可郡の区間     |
| 27 主要地方道太子御津線    | 姫路市の区間          |
| 28 主要地方道福良江井岩屋線  | 淡路市の区間          |
| 29 主要地方道洲本灘賀集線   | 南あわじ市の区間        |
| 30 主要地方道尼崎宝塚線    | 宝塚市の区間          |
| 31 主要地方道三木三田線    | 神戸市北区の区間        |
| 32 主要地方道小部明石線    | 兵庫県の全域          |
| 33 主要地方道神戸加東線    | 三木市及び加東市の区間     |
| 34 主要地方道岡山赤穂線    | 兵庫県の全域          |
| 35 主要地方道洲本五色線    | 兵庫県の全域          |
| 36 主要地方道宝塚唐櫃線    | 神戸市北区及び西宮市の区間   |
| 37 主要地方道本竜野停車場線  | 兵庫県の全域          |
| 38 主要地方道姫路上郡線    | 姫路市、相生市及び赤穂郡の区間 |
| 39 主要地方道神戸加古川姫路線 | 加古川市及び加古郡の区間    |
| 40 主要地方道川西三田線    | 川西市及び川辺郡の区間     |
| 41 主要地方道小野藍本線    | 加東市の区間          |
| 42 主要地方道若桜下三河線   | 宍粟市の区間          |
| 43 主要地方道市島和知線    | 兵庫県の全域          |
| 44 主要地方道小野香寺線    | 加西市の区間          |

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 45 主要地方道灘三田線     | 神戸市灘区及び北区の区間  |
| 46 主要地方道平野三木線    | 神戸市西区の区間      |
| 47 主要地方道大沢西宮線    | 西宮市の区間        |
| 48 主要地方道三田篠山線    | 三田市の区間        |
| 49 一般県道西宮宝塚線     | 西宮市の区間        |
| 50 一般県道米谷昆陽尼崎線   | 尼崎市の区間        |
| 51 一般県道平野舞子停車場線  | 神戸市垂水区の区間     |
| 52 一般県道大久保稻美加古川線 | 明石市の区間        |
| 53 一般県道尼崎港崇徳院線   | 兵庫県の全域        |
| 54 一般県道甲子園尼崎線    | 尼崎市の区間        |
| 55 一般県道壺根坂越線     | 赤穂市の区間        |
| 56 一般県道物部藪崎線     | 養父市及び朝来市の区間   |
| 57 一般県道網干停車場新舞子線 | 兵庫県の全域        |
| 58 一般県道長安寺西岡屋線   | 兵庫県の全域        |
| 59 一般県道国分寺白浜線    | 兵庫県の全域        |
| 60 一般県道市野瀬有馬線    | 三木市の区間        |
| 61 一般県道野村明石線     | 加古川市及び加古郡の区間  |
| 62 一般県道姥ヶ茶屋伊丹線   | 伊丹市の区間        |
| 63 一般県道甲子園六湛寺線   | 兵庫県の全域        |
| 64 一般県道石倉玉田線     | 兵庫県の全域        |
| 65 一般県道平荘大久保線    | 加古川市及び加古郡の区間  |
| 66 一般県道豊富御国野線    | 兵庫県の全域        |
| 67 一般県道大江島太子線    | 兵庫県の全域        |
| 68 一般県道東齋崎網干停車場線 | 兵庫県の全域        |
| 69 一般県道中島揖保川線    | 兵庫県の全域        |
| 70 一般県道阿那賀市線     | 兵庫県の全域        |
| 71 一般県道姫路新宮線     | 姫路市の区間        |
| 72 一般県道テクノパーク三田線 | 兵庫県の全域        |
| 73 山麓線           | 神戸市長田区の区間     |
| 74 山手幹線          | 神戸市灘区及び長田区の区間 |
| 75 浜手幹線          | 神戸市中央区の区間     |
| 76 西出高松前池線       | 神戸市の全域        |
| 77 長田楠日尾線        | 神戸市中央区の区間     |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 78 高羽線        | 神戸市東灘区の区間 |
| 79 夢野白川線      | 神戸市の全域    |
| 80 舞子多聞線      | 神戸市の全域    |
| 81 多聞小寺線      | 神戸市垂水区の区間 |
| 82 生田川箕谷線     | 神戸市の全域    |
| 83 西神中央線      | 神戸市の全域    |
| 84 垂水妙法寺線     | 神戸市須磨区の区間 |
| 85 山手幹線       | 尼崎市の全域    |
| 86 尼崎市道第156号線 | 尼崎市の全域    |
| 87 道意線        | 尼崎市の全域    |
| 88 尼崎豊中線      | 尼崎市の全域    |

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月3日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
交通管制システム用イーサネットサービス提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年9月16日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTT西日本株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額  
44,979,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年8月5日